

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十二号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一条別表第十一号の規則で定める事務の項中「修学研修資金」を「修学資金」に改める。

別表第二条例別表第二教育委員会の項の規則で定める事務の項中「別表第二教育委員会の項」を「別表第二教育委員会の項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める事務	特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答
---------------------------	---

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。